

みやざき結婚サポートセンター
新マッチングシステム調達・運用保守業務仕様書

令和3年4月

宮崎県福祉保健部こども政策課

1 本案件の概要

(1) 委託業務名

みやざき結婚サポートセンター 新マッチングシステム調達・運用保守業務委託

(2) 概要

宮崎県（以下「本県」という。）においては、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、平成27年度から「みやざき結婚サポートセンター」（以下「センター」という。）の運営を通じて、会員制のマッチングシステムを使用した、結婚を希望する男女の1対1の出会いをサポートしている。令和3年度は、①AI等の活用によるマッチングシステムの高度化、②相談体制の強化、③会員登録の促進に取り組むこととしている。

本委託事業においては、AI等を装備した新たなマッチングシステム（以下「システム」という。）を導入することで、交際率の向上や利便性の向上を図るほか、システムを活用した会員からの相談対応や婚活を進めるための研修等の支援を行うことにより、成婚数の増加を図るものである。

(3) システムの調達期間

契約の日から令和3年10月31日まで

(4) システムの運用開始日

令和3年10月31日までに運用開始

(5) 運用保守業務の期間

システムの運用開始日から令和4年3月31日まで

(6) 業務履行場所

本県と受託者が協議し決定する

(7) システム活用研修

システムの運用開始日まで

2 業務委託概要

(1) 業務委託項目

No.	項目	業務内容	実施主体	
			県	受託者
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画を立案し、計画の進捗・品質・リスク・変更等、システム導入に係るプロジェクトに関する各種管理を実施する。		○
2	要件定義	システムの業務機能等の要件を定義する。	○	△
3	設計・開発	要件定義に基づき、システムの設計・開発を行う。		○
4	テスト	システムの品質を担保するために必要なテストを実施する。	※	○
5	データ移行	移行計画等を作成し、現システムにある現会員データの移行作業を行う。	△	○
6	教育・研修	各種マニュアルを作成し、センタースタッフへの研修を実施する。	△	○
7	運用保守	システム稼働後、令和3年度における運用保守作業を行う。	△	○
8	業務完了報告	業務完了報告書を提出すること。		○

※ 本章「7 テスト要件」を参照 ○：主体となっていく △：支援を行う

(2) 本業務の対象範囲

- ①システムの調達
- ②システムの運用保守
- ③システムの活用のための研修

(3) スケジュール

項目	想定時期
本業務の受託業者の決定及び県との契約	令和3年5月末
システム開発	令和3年6月～9月
受入れテスト及び教育・研修	令和3年9月
システム本運用	令和3年10月

(4) 業務運営体制

受託者は、業務を円滑に遂行するために十分な体制をとること。また、本業務の運営・進捗管理及び本県との連絡調整を担当する責任者を1名配置すること。責任者変更の際は事由等を記載した書面を提出し、本県の承認を得ること。

3 新システムの導入方針及び機能要件

(1) 新システム導入方針

- ① 地方公共団体が運営委託する事業としての信用性を担保していくため、個人情報の取扱いや管理には十分に注意し、セキュリティ対策を万全にすること。
- ② 本仕様書をもとに、システムの構築及び指定する設定を行うこと。なお、会員がより使用しやすく、センタースタッフがより効率的に支援できる、または成婚率や会員登録数が上がると思われる機能等があれば、提案すること。
- ③ ASP方式とし、会員個人のスマートフォンやパソコン等の端末から、それぞれに最適な画面で利用可能とすること。尚、サーバ機器は、本県が整備している「宮崎県サーバ統合基盤」上に構築してもよい。なお、サーバ統合基盤の仕様は別添「宮崎県サーバ統合基盤提供業務」サービス仕様書（利用者向け）を参照し、「2.3システム担当課とサーバ統合基盤の役割分担」のシステム担当課の役割について受託者で実施すること。
- ④ システムの利用の入口は、センターWEBサイトに設置すること。
- ⑤ システムの次年度以降の運用保守業務に係る経費は、おおむね年間240万円以下（消費税を除いた額）となるよう整備すること。

(2) 業務機能要件

①全般

- ア AI等を活用し、会員が気づいていない相性の良いお見合い相手を紹介する機能があること。
- イ 会員向け及び非会員向けページについて、スマートフォン等の個人の端末で利用できること。
- ウ センターへの来所予約、お見合いリクエストやその返信、お見合い日程調整等について、センタースタッフの省力化を図ることができるような機能があること。

②非会員向けページ

- ア 相談や会員登録等のための来所予約を行う際、オンラインでセンターの空き状況を確認し、来所予約ができること。
- イ 会員登録の手続きやマッチングシステムの機能、画面イメージ等について、事前にオンラインで確認できること（センターWEBサイトに掲載でも可）。
- ウ 会員登録の際、登録に必要な個人情報等（内容については別途県と協議）を入力できるようにすること。

③会員向けページ

- ア 相談等のための来所予約を行う際、オンラインでセンターの空き状況を確認し、来所予約ができること。
- イ お相手の写真・プロフィールの閲覧、条件付検索ができること。
- ウ 会員間のお見合いに関する意思表示や日程調整、交際開始の意思表示ができること。
- エ センターへの相談ができること。
- オ センターからの連絡を受け取れること。
- カ 会員の自身の活動履歴（システムの活用履歴）について、確認できること。

キ お相手検索のお気に入り等の各種設定や、個人の登録情報の変更、退会手続きができること。

ク AI等が薦めるお相手情報を受け取れること。

ケ お見合い前またはお見合い後の、チャット等の会員間の簡易連絡機能があること。

④管理者（センタースタッフ）向けページ

ア 会員の登録、登録情報の変更、登録解除等の管理ができること。

イ 会員から受けた相談内容及び会員への支援の内容について記録できること。

ウ 各会員のお見合い申込みやその結果等の活動状況の把握や業務スケジュール管理、会員への支援や連絡等ができること。

エ 会員数、マッチング回数、交際中の会員数、成婚数、入退会者数等の蓄積された情報を管理者が把握できること。また、それらを CSV 等で抽出し、年度や会員属性単位等で集計できるようにすること。

オ 月次報告書等の定期的な報告書類について、容易に帳票できること。

カ お知らせページを編集できること。

⑤その他

ア 会員本人の希望により、他の会員からお相手検索されなくなる機能があること。

イ 会員本人の希望により、公開するプロフィールの内容を選ぶことができること。

ウ 会員の登録情報や会員期間、交際可能人数といったマッチングルール等について、変更が可能であること。

エ お見合いの日時や場所について、調整に要する時間が短縮できる工夫があること。また、お見合い場所をセンターとすると、会場と立ち会うセンタースタッフの空き状況の確認と予約を行えること。

オ センタースタッフが必要な情報を掲載するための、会員向け及び一般向けのお知らせページを作成すること。お知らせページは、CMS を採用し、PDF、Word、Excel のほか、画像及び動画の掲載を可能とすること。なお、導入する CMS のバージョンアップ（機能追加）が行われた場合、本県に内容を報告し、適用について協議すること。また、バージョンアップに係る費用は保守の範囲内を想定しているが、次年度以降も含めて対応可能な範囲や考え方について提案すること。

企画提案書に可能な範囲を明記すること。

カ 登録された会員の写真について、他の会員から流出されにくくする工夫があれば提案すること。

(3) 画面要件

① 入力が必要な項目は、必要最小限とするよう考慮し、明確にわかるように工夫すること。

② ボタンやプルダウンリスト等の画面部品について、操作の効率性や確実性を向上させる工夫をすること。

③ 画面に表示する警告等のメッセージについて、利用者が内容を理解し、対応を判断できるような適切な文言とすること。

- ④ 不適切なデータが登録・保存されることを防ぐため、必要なチェック処理を行うこと。
- ⑤ 利用者の多くが個人の各端末でシステムにアクセスすることを想定し、ユーザーアクセシビリティに配慮すること。
- ⑥ 各会員の端末で表示された他の会員情報の流出防止策を講じること。

(4) 帳票要件

- ① センターの運営状況がわかる内容のデータを収集・抽出し、帳票できること。
- ② 出力する帳票のファイル形式は、CSVを基本とする。
- ③ 最終的な帳票の種類及びレイアウトは、本県との協議により決定するものとする。

(5) 情報・データ要件

効率的なアクセス処理を可能とし、また、冗長なデータの発生を抑制するよう考慮した設計とすること。

4 システムの非機能要件

(1) 規模

①利用者

会員登録希望者、会員、センタースタッフ

②データ量

現行システムにおける処理件数

	新規入会数	退会数	お見合い件数	交際開始組数	成婚組数
令和2年度 (4月～12月)	155人	197人	348件	127組	13組
累計 (H27年度 ～R1年度)	2215人	1230人	3362件	1169組	81組

③システムにおける登録データ

- ア 会員の登録画像について、3個以上登録できること。
- イ 会員の登録情報について、登録項目数を40個以上見込んだ設計にすること。

④想定する同時接続端末数（定常時）

- ア 会員ページ … 40人
- イ センタースタッフ … 10人

(2) 性能

①オンラインレスポンスタイム

定常時1秒以内、ピーク時3秒以内、応答時間達成率95%以上

(3) 信頼性

項目	要件
運用時間（通常）	計画停止を除き、原則として 24 時間 365 日稼働すること。
稼働率	99%以上とする。
冗長化	機器の一部に障害が生じても、システム全体が停止しないよう冗長性を確保すること。
目標復旧時間	発注者の要請後、概ね 6 時間以内に復旧員を現場に派遣し、24 時間以内を目途に復旧すること。 具体的な内容については提案すること。
バックアップ	受託者が提案する「RPO（目標復旧地点）」に則り、日次バックアップとアーカイブから目標復旧地点までの復旧を行うこと。

(4) 拡張性

利用者やデータ量の増加やセキュリティの強化等に備えて、情報システムの処理性能を維持するために、保存領域の拡張ができること。

(5) 上位互換性

必要な調査及び作業を実施し、実行環境のバージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

(6) 情報セキュリティ対策

「宮崎県情報セキュリティ関連業務特記事項」に準ずることとし、また以下の点についても留意すること。

- ・利用者の端末とシステム間の通信は暗号化を必須とすること
- ・利用者及び管理者がシステムへログインする際は、2 要素認証方式を採用すること

5 システムの稼働環境

(1) 全体構成

システムの利用端末は、利用者及びセンタースタッフが有する一般的なパソコン及びスマートフォンとし、インターネットを介してシステムを利用できること。

(2) ハードウェア構成

一般的なパソコン、タブレット、スマートフォンで利用できること。

(3) ソフトウェア構成

Microsoft Windows、Mac OS X、iOS、Android のメーカーサポート期間内のバージョンで利用できること。また、一般的な WEB ブラウザで利用できること。

(4) ネットワーク構成

インターネットを介して利用できること。

6 移行要件

(1) 移行対象データ（見込み）

次の表のほか、移行設計工程の中で協議の上対象データを決定する。

対象データ名	データ量	形式
現会員情報	約 1,000 人分	CSV
現会員活動状況	現交際 60 組程度 現会員間お見合い履歴等	CSV

(2) 移行概要

現在利用しているシステムから抽出した会員データ等を、導入する新システムに投入する作業を実施すること。なお、抽出データは本県から提供する。なお、受託者は将来的なシステム拡張、他システムとの連携、契約期間満了後の後継システムへのデータ移行等において、本県や関係者等から協力を求められたときは、本県と協議の上システムに関する情報開示やマスターデータの CSV ファイル出力等を含め、必要な支援を行うこと。

7 テスト要件

(1) テスト方針

- ① テストの実施に当たっては、テスト計画書を作成した上で実施すること。
- ② 各テスト終了後、テスト結果の分析・評価を行い、本県に報告書を提出すること。

(2) テスト実施計画

項目	要件	県の役割
単体テスト	開発環境にて、テスト用に作成したデータを使用し、受託者にて実施する。	実施確認
結合テスト	検証環境にて、テスト用に作成したデータを使用し、受託者にて実施する。	実施確認
総合テスト	検証環境にて、テスト用に作成したデータ、または本番データから作成した疑似データを使用し、受託者にて実施する。	実施確認
受入テスト	本番環境にて、本番データまたは本番データから作成した疑似データを使用し、県で実施する。	データ作成 シナリオ作成支援 テスト実施

8 教育・研修要件

受託者は、センタースタッフに対して、システム運用開始前までにシステムを運用管理及び利用するにあたって必要となる内容について研修を行うこと。

会場は本県が準備するが、必要な機材や配付資料は受託者が準備すること。研修の具体的

な方法は本県と協議して決定する。

(1) 研修内容

システムの使い方及びシステムを活用した会員への効果的な支援について

(2) 対象者

センタースタッフら約 10 名

(3) 研修回数

システムの使い方 … 1 回あたり 2 時間を 2 回程度

効果的な支援について … 1 回あたり 2 時間を 2 回程度

9 運用保守要件

- (1) 計画停止を除き、システム提供時間は原則として 24 時間 365 日とし、システム稼働率は 99%以上とすること。障害及び問合せ時の受付時間は、平日 8:30-17:15 とする。
- (2) システムに障害が生じた場合、直ちに障害の切り分けを行い、復旧回復のために必要な措置を行うこと。
- (3) サーバやネットワーク機器の稼働状況監視、アクセス監視、ログ監視、ウイルス検知及び改ざん検知を行うこと。
- (4) 障害時及び緊急事態発生時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。
- (5) 運用と保守の状況を適宜報告すること。ログに関する情報提供内容について、県と協議して決定すること。
- (6) システムを構成するハードウェア等を適切に維持管理すること。
- (7) システムについて、最新バージョンのアプリケーションを適用し、OS・ウイルス対策ソフト等を含め、システムを構成するソフトウェアのバージョン状況等を管理し、必要な対策を実施すること。
- (8) システムの利用を解約した場合は、速やかに会員データ等を受託者の責任で完全に消去すること。

10 成果品

(1) 提出書類等及び期限

各成果物について、提出期限までに本県に提出し承認を得ること。

電子データによる納品について、Microsoft Word 2016、同 Excel 2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し、作成時点で最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトによりチェックを行い納品すること。また、納品後、本県において改変が可能となるよう、可能な限り図表等の元データも併せて納品すること。

No.	成果品の名称	内容	提出期限（予定）	提出媒体
1	プロジェクト計画書	本仕様書「11 プロジェクト管理」のとおり	契約締結の日から 10 日以内	データ
2	システム仕様書	システム構成の概要や機能等についてまとめたもの	契約締結の日から 1 箇月以内	データ
3	テスト計画書	各テストの手順や内容等についてまとめたもの	テスト日の 2 日前まで	データ
4	テスト結果報告書	計画書に基づき実施されたテストの結果についてまとめたもの	テスト日から 1 週間以内	データ
5	操作説明書 (会員向け、管理者向け)	会員向け及び管理者向けの操作説明についてまとめたもの	令和 3 年 9 月末まで	データ ・ 紙媒体各 8 部
6	マッチングシステム	ASP 方式	令和 3 年 9 月末まで	-
7	システム概要書 (会員向け、管理者向け)	会員向け及び管理者向けのシステムの機能等が理解できるもの	令和 3 年 9 月末まで	データ ・ 紙媒体各 8 部
8	議事録	県との打合せ内容をまとめたもの	協議後 1 週間以内	データ
9	運用・保守計画書	次年度以降の運用・保守の実施計画書	令和 4 年 2 月末まで	データ
10	業務完了報告書		令和 4 年 3 月中旬まで	データ ・ 紙媒体 1 部

(2) 納品先

宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

宮崎県福祉保健部こども政策課

11 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書の作成

受託者は、契約後速やかに次の項目について記述したプロジェクト計画書を作成し、本県の承認を得ること。

- ①プロジェクトの目的
- ②プロジェクトの管理方針
- ③体制図
- ④WBS(Work Breakdown Structure)
- ⑤開発方式
- ⑥進捗管理計画

⑦品質管理計画

⑧リスク管理計画

また、プロジェクト計画書に変更の必要がある場合は、変更後のものを本県に提出し、承認を得ること。

12 その他留意事項

(1) 秘密の保持

当該委託業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(2) 個人情報の保護

当該委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 疑義の解決

本業務の委託契約書及び業務仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(4) 貸与資料と使用期限

県は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても県の承諾なくして複製又は複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務完了後はすみやかに返却しなければならない。

(5) 第三者への委託（地元企業への再委託の配慮）

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい）

なお、この場合であっても書面による県の承認を得ることとし、再委託先についても、「(1) 秘密の保持」、「(2) 個人情報の保護」の制約を負わせるものとする。

(6) 損害賠償等

本業務の実施に関し、受託者が県並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。

また、県が契約を解除した場合、受託者に損害があっても県は受託者に対しその損害を賠償しない。

(7) 完了

業務は成果品納品書と共に成果品を提出し、県の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに補正等の必要な措置を講じなければならない

(8) 成果品の保証期間

成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所の修補等

の必要な措置を講じなければならない。これにかかる費用は受託者の負担とする。
なお、成果品の瑕疵が県の指示により生じたものであるときは、本規定を適用しないものとする。ただし、県の指示が不相当であることを受託者が指摘しなかったときは、本規定を適用するものとする。

(9) 成果品の帰属（著作権等）

- ① 受託者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、県に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。
- ② 納入物のうち本件プログラムについては次の定めに従い、取り扱うものとする。
 - (ア) 本件プログラムに結合され又は組み込まれていたもので、受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）及び受託者が業務の実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）の著作権並びに第三者ソフト及びフリーソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。ただし、県は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を、著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき、複製、翻案することができる。
 - (イ) 県及び受託者が業務遂行において、県の仕様により新たに作成したプログラムの著作権は、県及び受託者の共有とし、受託者は県の許可を得た上で、著作権法に基づき自ら利用し、又は第三者に対して利用を許諾することができる。ただし、リンクバナー等画像ファイルや県の仕様による独自デザインを行った画像ファイルの著作権、サイト等については第 1 項のとおりとする。
- ③ 納入物のうち前項に定めるもの以外のドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。
 - (ア) 受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が業務の実施において新たに受託者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、県は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。
 - (イ) 前号以外のドキュメントの著作権等の取り扱いについては、第 1 項のとおりとする。